

ながさき有害鳥獣被害防止特区

都道府県名：

長崎県

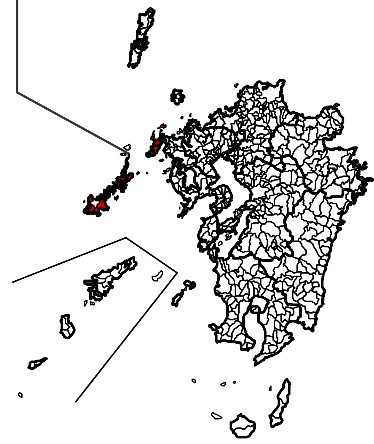
申請主体名：

長崎県

区域の範囲：

平戸市及び福江市並びに長崎県北松浦郡大島村、生月町、南松浦郡富江町、玉之浦町、三井楽町、奈留町、若松町、上五島町、新魚目町、有川町及び奈良尾町の全域

平戸市ほか



特区の概要：

近年、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害が拡大しており、農家の生産意欲を低下させ、また、農家経営の安定を脅かしている。特に、農業を基幹産業とする中山間地域や離島地域での被害は深刻であり、地域振興の阻害要因ともなっている。このような状況の中、網・わな狩猟免許所持者の指導・監督のもと、農家等の狩猟免許非所持者と協力して有害鳥獣を捕獲することにより、農林業生産を安定させ、ひいては地域の活性化を図っていく。

適用される規制の特例措置：

・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認



【箱わなで捕獲したイノシシ】



【被害にあった水田の状況】